

## 2017年度からの構成団体会員会費の一部改訂について

2015年6月開催の第66回通常総会におきまして、構成団体会員（ユネスコ協会・クラブ）の構成員が25人未満の場合、会費は人数にかかわらず構成団体会員一律年25,000円とすること（35歳未満の青年会員が会員の3分の2以上を占める構成団体会員は対象外とする。）が承認され、2017年度より実施されることが決まり、施行いたします。

各構成団体会員の皆様におかれましては、より一層会員増強に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

本件に関する問い合わせは、国内事業部（03-5424-1121）までご連絡ください。